



外
務
省

シヤトル

3-0489

03 16

交00768

付
通公第...
附

大正五年壹月拾壹日接受 通第二課

通公第... 八號

大正四年十二月二十三日

五之三

領事 高橋房

外務大臣 野澤正井 閣下 敬

右取尺本直取表及説...
上表者... 附...
轉送... 官... 係

先般... 表... 附... 係... 取...
島... 知... 産... 附... 係... 取... 係...
本正五年一月十四日記録第一部控

本正五年一月十四日記録第一部控
在外公館

以下標本... 取... 係... 取...
以上目錄... 係... 取... 係...
右表及説... 係... 取... 係...
係... 取... 係... 取...
係... 取... 係... 取...
係... 取... 係... 取...

敬具

文書課長

大正五年壹月拾參日 接受

13

淨書
松正
海

大正五年一月十三日起草
同 年 一月十三日 附



送第 二九 號

主任

印

主管 通西局長



大正五年壹月拾參日 達演

第17門第
第17類
第1項第
號

書多務局長 長

通西局長

方東久平直表表及說明書

轉送ニ付

大正五年一月十四日記録第二部接受

外務省

署：昔者高宗陳列館之原由及物産

陳列館之情形之係以標本購入方

在之ハトシ帝必欲事之直接以情形及表

之原由之別表直表表及說明書並方尔陳

列館完公信轉送之方因欲事之申越其右

表之及送何々条以查收於我公以事平進

也

別表 之中心集四年十二月二十三日通西局長二一八号

附屬書全部其係信付ニ付